

児童ポルノ根絶ふくいプログラム

1 目的

本プログラムは、児童ポルノ事犯の取締りを効果的に推進するとともに、流通防止対策及び被害児童支援を推進し、もって児童ポルノを根絶させ被害児童の人権を回復することを目的とする。

2 重点推進事項

(1) 取締りの推進

ア 児童ポルノ事犯取締り態勢の強化等

児童ポルノ事犯の取締りを強化するため、「福井県警察児童買春・児童ポルノ取締推進本部」の設置と積極的な取締りの推進について」（平成21年生少甲達第15号等。以下「取締推進本部通達」という。）を中心に、生活安全部長が別に定める児童ポルノ根絶関連団体との「児童ポルノ根絶ふくいネットワーク」を構築するほか、福井地方検察庁及び福井県総合福祉相談所等の関係機関と連携した児童ポルノ事犯の取締りを強化する。

また、児童ポルノ事犯の捜査に当たっては、多数の被疑者又は参考人を取調べることが予想されることから、必要に応じて「福井県警察生活安全特別捜査隊設置要領の制定について」（平成20年生企甲達第16号等）に基づく生活安全特別捜査隊を効果的に運用するほか、警察署間及び他の都道府県警察との合（共）同捜査を積極的に推進する。

イ 捜査員の育成

児童ポルノ事犯捜査実践塾を新たに開塾するなど、児童ポルノ事犯の取締りに精通する専門的な捜査員を育成するための取組みを強化するほか、児童ポルノ事犯の端緒を入手し捜査するために必要な教養資料を作成し活用する。

ウ 児童ポルノ愛好者グループの徹底検挙等

児童ポルノ事犯については、サイバーパトロールを強化するほか、少年補導、少年相談、事件捜査等あらゆる警察活動を通じて端緒情報の入手に努めるとともに、低年齢被害児童に係る児童ポルノの製造事犯・提供事犯に指向した児童ポルノ愛好者グループの特定及び検挙の徹底を図る。

特に悪質なサイト管理者、サーバ管理者までを見据えたサイバー空間の浄化に資する取締りを徹底する。

なお、児童ポルノ事犯の端緒情報を入手した際には取締推進本部通達第5により報告すること。

エ 積極的な事件広報と賞揚の実施

児童ポルノ事犯を検挙した場合には、積極的に事件の概要等を県民に広報するほか、児童ポルノ事犯の検挙等に多大な労苦のあった捜査員や部外者に対しては積極的に賞揚を行うものとする。

(2) 流通防止対策の推進

ア 児童ポルノ流通防止に関する指導等の徹底

被疑者を検挙した場合等には、児童ポルノを掲載したサイト管理者に対する指導を徹底し、有料サイトのプロバイダに対しては「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）に基づく勧告を実施する。

イ 流通防止に向けた広報啓発活動

本部や警察署が開設しているホームページに、「児童ポルノサイトを閲覧しないこと」、「児童ポルノを保有しないこと」、「児童ポルノを廃棄すること」等を内容とする広報文を掲載するなど、県民一人一人が児童ポルノを絶対に許さないとの意識を持つための広報啓発活動を推進する。

また、非行防止教室や各種講習会等を通じて、児童や保護者に対し、児童ポルノ事犯の被害に遭わないための対策等を指導するほか、サイバーセキュリティに関する講習会等において、サイト管理者等に対する削除等を依頼するインターネットホットラインセンターの取組みを紹介するなどして、インターネット上からの児童ポルノの削除の更なる促進を図る。

(3) 被害児童支援の推進

ア 被害児童に対する保護活動の強化

児童ポルノ事犯の被害児童に対しては、少年警察補導員及び各署の被害者支援指定員が中心となって、更なる被害の防止や立ち直りを支援する活動を推進するなど、被害児童の保護活動を強化する。

イ 捜査過程における被害児童の二次的被害の防止及び軽減

児童ポルノ事犯の捜査においては、女性捜査員や各署の被害者支援指定員及び福井少年サポートセンター員が被害児童からの事情聴取を担当するなど、被害児童が捜査過程で受ける精神的な負担の緩和に努める。

ウ 被害児童に対する継続的支援の実施

被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、個々の被害児童の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や家庭、学校等と連携した継続的な支援を強化する。

なお、継続的な支援を行う必要がある場合には、「福井県警察の少年警察活動に関する訓令」（平成20年福井県警察本部訓令第16号）に基づき少年事案処理簿を作成し、被害児童への確実な支援を実施すること。

エ 児童保護医療機関ネットワーク及びサポートアドバイザーの活用

被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援を行う場合には、児童保護医療機関ネットワーク及びサポートアドバイザーと緊密な連携を図り、被害児童の症状に応じて、部外の専門家のカウンセリングが直接受けられるように配慮する。

オ 遠隔地に居住する被害児童の支援

被害児童が遠隔地に居住する場合で、当該居住地を管轄する都道府県警察において継続的な支援を行う必要があると認める場合においても、(3)と同様に少年事案処理簿を作成し、少年課長に報告すること。